

女性活躍推進 2026

2026年、女性活躍推進法については、その有効期限が10年間延長されるとともに、情報公表義務の拡大や女性の健康支援など、必要な見直しが行われています。

また、東京都では、雇用・就業分野において女性が個性や能力を発揮できる環境の整備についての基本理念等を定める女性活躍推進条例が、7月から施行されています。

そのほか、10月からは、改正・男女雇用機会均等法により、『就活セクハラ』対策が義務化されます。

このように女性活躍推進をめぐる環境は新たなステージを迎えていますが、本セミナーでは、今後、企業が進めるべき取り組みの方向性について、仕事と生活の調和、両立支援策、働き方改革などの研究者・コンサルタントとしての第一人者である講師をお迎えし、わかりやすく解説します。

令和8年9月18日(金) 13:30~16:30

1 女性活躍推進の現状と法改正等への対応

- (1) はじめに ～ 役員に占める女性比率の現状 ～
- (2) 改正・女性活躍推進法のポイント
- (3) 東京都女性活躍推進条例について
- (4) 求職者に対するセクハラ対策の義務化

2 女性活躍と男性の育児家事参画は『車の両輪』

～ L字カーブ問題、両立支援制度、ハラスメント防止ほか ～

3 『共感』の重要性とその『連鎖』の起こし方

～ 経営トップの意識変容、産後クライシスへの対応ほか ～

4 WLB再考

～ 仕事と育児の両立ができる企業・職場は危機に強い ～

5 今後、増えるリスク(介護・看護)をどう乗り越えるか



【講師】 渥美 由喜 氏

内閣府地域働き方改革支援チーム委員

- 災害等やむを得ない事情によって、セミナー開催を中止又は延期することがあります。
- 中止・延期の際は、ホームページ「TOKYOはたらくネット」でお知らせいたします。

会 場

東京都労働相談情報センター
多摩事務所7階セミナー室

東京都立川市柴崎町3-9-2

対 象

使用者・人事労務担当者、
その他テーマに関心のある方

定 員

70名

※要事前申込

申込方法

電話またはHPからお申込みください。

東京都産業労働局ホームページ「TOKYOはたらくネット」

<https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/seminarform/index/menu/>



主 催



東京都労働相談情報センター 多摩事務所

電話 042(595)8731

共 催

立川市

後 援

三鷹市



女性活躍の輪
Women in Action

会場案内図は裏面です

会場案内図



東京都労働相談情報センター多摩事務所 (〒190-0023 東京都立川市柴崎町3-9-2)

電話：042-595-8731

〔最寄駅〕

JR線・立川駅 徒歩4分

多摩モノレール線・立川南駅 徒歩1分

※ご来場の際は、公共交通機関をご利用ください。

多摩事務所 公式LINE
＜友だち募集中＞
セミナー情報などの配信や
労働相談をご案内しています



～公正な採用選考のために～

東京都では、就職の機会均等を確保するために、本人の適性と能力に基づく公正な採用選考を実施するよう事業主の皆様のご理解とご協力をお願いしています。詳細は、<https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/kaizen/kosei/>をご覧ください。

※本セミナーに関するお問い合わせは、表面記載の申込先までお願いいたします。